

○恩給審査会運営規則

(平成 27 年 4 月 21 日恩給審査会長決定)

恩給審査会令（平成21年政令第97号）第7条の規定に基づき、恩給審査会運営規則を次のように定める。

(会議の招集)

第1条 恩給審査会（以下「審査会」という。）の会議は、審査会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催日時・場所及び議案を委員に通知しなければならない。

(議長)

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(公開)

第3条 審査会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は非公開とし、議事要旨（開催日時・場所、出席委員、議題及び議事要旨）は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開又は公開とすることができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。